

改元および10連休における各種サービスの取り扱いについて

1. 改元に伴う対応のQ&A	
Q1	「平成」表記の帳票類はそのまま使用できますか。
A1	「平成」表記の帳票類は、改元以降もご使用いただけます。「平成」表記の帳票類をご使用される場合には、Q2の要領で新元号に訂正の上、ご記入ください。
Q2	「平成」表記の帳票類を新元号に訂正する場合には、訂正印が必要ですか。
A2	「平成」表記の帳票類をご使用される場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入下さい。旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。 (例) 2019年5月7日の日付を記入する場合 令和 平成 1年 5月 7日
Q3	新元号の帳票類は、いつ頃準備されますか。
A3	原則、改元後すぐに新元号の帳票をご用意させていただきますが、一部の帳票は一定のお時間をいただきます。大変申し訳ございませんが、帳票に旧元号が印字されている場合は、新元号に訂正の上、ご使用ください。
Q4	保険証券（保険証書）の満期年月日や払込完了年月日等に「平成」表記がある場合、再発行は必要ですか。
A4	継続してご使用いただけます。再発行等のご対応は不要です。
2. 10連休に伴う対応のQ&A	
Q1	10連休期間中に営業している窓口はありますか。
A1	郵便局窓口およびかんぽ生命の支店業務は休業とさせていただきます。また、郵便局や支店へのお電話によるお問い合わせについても受け付けておりません。 ご契約内容の確認や各種請求、ご相談などにつきましては、4月26日（金）までにお早めにお問い合わせいただくか、5月7日（火）以降のご連絡をお願いいたします。
Q2	10連休期間中にかんぽコールセンターは営業していますか。
A2	10連休期間中は、9:00～17:00の間、保険商品、保険料のご案内、各種手続き方法などのお問い合わせを承ります。なお、各種手続きの状況のお問い合わせにつきましては、10連休期間中はご案内ができませんので、4月26日（金）までにお早めにお問い合わせいただくか、5月7日（火）以降のご連絡をお願いいたします。
Q3	10連休期間中のWebサイトでの照会や各種請求は可能ですか。
A3	通常通り24時間行っております。ご照会への対応およびご請求の処理は、5月7日（火）以降となります。
Q4	10連休直前に各種保険金等の支払請求やその他の各種請求を行った場合、時間がかかりますか。
A4	連休直前にご請求をいただいた場合、5月7日（火）以降の対応となり、通常よりも時間を要する場合がございます。
Q5	10連休期間中に保険料は引き落とされますか。
A5	保険料の引落日を毎月27日～6日のいずれかにご指定いただいている契約については、10連休期間中は金融機関の休業日になりますので、5月7日（火）に保険料を引き落としさせていただきます。
Q6	10連休期間中が保険料の払込猶予期間の最終日となる場合、契約は失効しますか。
A6	翌営業日である5月7日（火）に保険料を払い込んでいただくことにより、契約は失効しません（保障は継続されます）。
Q7	10連休期間中に満期保険金や年金の支払日を迎える場合、いつ支払われますか。
A7	10連休期間中に支払日を迎える満期保険金や年金契約については、5月7日（火）にお支払いいたします。また、Q5の保険料が5月7日（火）の引落日となる関係上、一部契約について、満期保険金または年金から4月分の保険料を差し引いてお支払いする場合がございます。
Q8	10連休期間中の団体保険料のご案内に関して、「団体保険料のご案内」の発送スケジュールに変更はありますか。
A8	変更はございません。 なお、詳細については、2019年2月に団体あてにお送りしている団体事務ハンドブック、団体代表者のしおりに同封しております「重要なお知らせ」をご確認ください。